

7 水漁第 1687 号
令和 8 年 2 月 20 日

水産政策審議会 会長
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

海洋水産資源開発促進法施行令の一部を改正する政令案について（諮問第
501 号）

別紙のとおり、海洋水産資源開発促進法施行令の一部を改正する政令を定めたいの
で、海洋水産資源開発促進法（昭和 46 年法律第 60 号）第 12 条第 5 項の規定に基づき、
貴審議会の意見を求める。

令和8年2月
水産庁

海洋水産資源開発促進法施行令の一部を改正する政令案の概要

1 趣旨

本政令案は、海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号。以下「水産資源法」という。）における沿岸水産資源開発区域及び指定海域に係る都道府県知事又は農林水産大臣への届出を不要とする行為に、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第59号）による改正後の海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成30年法律第89号。以下「海洋再エネ法」という。）に基づいて、漁業への支障がないこと等の要件を満たし、都道府県知事又は農林水産大臣への意見聴取、国土交通大臣及び経済産業大臣の許可等を経て行われる海洋再生可能エネルギー発電設備の設置等に関する行為を加えるものである。

2 改正の概要

(1) 開発区域における行為で届出を要しないものへの追加【第3条及び第4条関係】

- ① 水産資源法第3条の政令で定める海底の形質の変更に、
 - ・ 海洋再エネ法第13条第1項の許可を受けて行う同項第2号に掲げる行為（＝土砂の採取）（海底の形質の変更を伴うものに限る。）
 - ・ 海洋再エネ法第13条第1項の許可を受けて行う海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行令（平成31年政令第46号。以下「海洋再エネ法施行令」という。）第4条第1号に掲げる行為（＝海底の掘削又は切土その他海底の形状を変更する行為）
 - ・ 海洋再エネ法施行令第3条に規定する行為（＝海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理のために行う行為（海底の形質の変更を伴うものに限る。））を、
- ② 水産資源法第4条の政令で定める行為に、
 - ・ 海洋再エネ法第13条第1項の許可を受けて行う同項第3号に掲げる行為（＝施設等の新設又は改築）
 - ・ 海洋再エネ法施行令第3条に規定する行為（＝海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理のために行う行為（施設等の新設、改修又は増設を伴うものに限る。））を加える。

(2) 指定海域における行為で届出を要しないものへの追加【第6条関係】

- 指定海域における行為で届出を要しないものとして第6条の政令で定める行為に
- ・ 海洋再エネ法第13条第1項の許可を受けて行う同項第2号に掲げる行為（＝土砂の採取）

- ・ 海洋再エネ法施行令第3条に規定する行為（＝海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理のために行う行為（土石の採取又は除去を伴うものに限る。））
- ・ 海洋再エネ法第40条に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備の設置、維持管理又は撤去（施設等の新設、改修又は増設を伴うものに限る。）
- ・ （1）②の行為
を加える。

3 今後のスケジュール（予定）

閣 議：令和8年3月下旬

施 行：令和8年4月1日

政令第 号

海洋水産資源開発促進法施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）第九条第一項各号及び第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋水産資源開発促進法施行令（昭和四十六年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「第八号」を「第十号」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第五号を第八号とし、第四号の次に次の三号を加える。

五 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「海洋再生可能エネルギー法」という。）第十三条第一項の許可を受けて行う同項第二号に掲げる行為（海底の形質の変更を伴うものに限る。）

六 海洋再生可能エネルギー法第十三条第一項の許可を受けて行う海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行令（平成三十一年政令第四十六号。以下「海洋再生可能エネルギー法施行令」という。）第四条第一号に掲げる行為

七 海洋再生可能エネルギー法施行令第三条に規定する行為（海底の形質の変更を伴うものに限る。）

第四条第一号中「行なう」を「行う」に改め、同条第八号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第十号とし、同条第七号中「すでに」を「既に」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号を同条第八号とし、同条第五号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

五 海洋再生可能エネルギー法第十三条第一項の許可を受けて行う同項第三号に掲げる行為（同項第一号の占用を伴うものを含む。）

六 海洋再生可能エネルギー法律施行令第三条に規定する行為（施設等の新設、改修又は増設を伴うものに限る。）

第六条中「すでに」を「既に」に改め、同条第二号ロ中「又はロ」を「からへまで」に改め、同号ロを同号二とし、同号イの次に次のように加える。

ロ 海洋再生可能エネルギー法第十三条第一項の許可を受けて行う同項第二号に掲げる行為

ハ 海洋再生可能エネルギー法施行令第三条に規定する行為（土石の採取又は除去を伴うものに限る。）

る。)

第六条第三号ロ中「第五号」を「第七号」に、「第八号」を「第十号」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イを同号ロとし、同号ロの前に次のように加える。

イ 海洋再生可能エネルギー法第四十条に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備の設置、維持管理又は撤去（施設等の新設、改修又は増設を伴うものに限る。）

附 則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

理 由

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備を促進するため、海洋水産資源開発促進法における沿岸水産資源開発区域における都道府県知事等への届出を不要とする行為の対象範囲等について見直しを行う必要があるからである。

改正案	現行
<p>（沿岸水産資源開発区域における行為で届出を要しないもの）</p> <p>第三条 法第九条第一項第一号の政令で定める海底の形質の変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十一年法律第八十九号。以下「海洋再生可能エネルギー法」という。）第十三条第一項の許可を受けて行う同項第二号に掲げる行為（海底の形質の変更を伴うものに限る。）</p> <p>六 海洋再生可能エネルギー法第十三条第一項の許可を受けて行う海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行令（平成三十一年政令第四十六号。以下「海洋再生可能エネルギー法施行令」という。）第四号第一号に掲げる行為</p> <p>七 海洋再生可能エネルギー法施行令第三条に規定する行為（海底の形質の変更を伴うものに限る。）</p> <p>八（略）</p> <p>九 次条第二号から第十号までに掲げる行為をするために必要な海底の形質の変更</p> <p>（沿岸水産資源開発区域における行為で届出を要するもの）</p> <p>第四条 法第九条第一項第二号の政令で定める行為は、施設又は工作物（以下「施設等」と総称する。）の新設、改修又は増設であつて</p>	<p>（沿岸水産資源開発区域における行為で届出を要しないもの）</p> <p>第三条 法第九条第一項第二号の政令で定める海底の形質の変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>五（略）</p> <p>六 次条第二号から第八号までに掲げる行為をするために必要な海底の形質の変更</p> <p>（沿岸水産資源開発区域における行為で届出を要するもの）</p> <p>第四条 法第九条第一項第二号の政令で定める行為は、施設又は工作物（以下「施設等」と総称する。）の新設、改修又は増設であつて</p>

<p>、次に掲げる行為以外のものとする。</p> <p>一 開発計画又は管理計画に基づいて行なう施設等の新設、改修又は増設</p> <p>二 四（略）</p> <p>五 海洋再生可能エネルギー法第十三条第一項の許可を受けて行う同項第三号に掲げる行為（同項第一号の占用を伴うものを含まず。）</p> <p>六 海洋再生可能エネルギー法施行令第三条に規定する行為（施設等の新設、改修又は増設を伴うものに限る。）</p> <p>七 海面の埋立て又は干拓の工事を行つたために必要な施設等の新設、改修又は増設</p> <p>八（略）</p> <p>九 法第五条第一項又は第六条第二項の規定により、沿岸水産資源開発区域が指定され、又はその区域が拡張された際に着手していた施設等の新設、改修又は増設</p> <p>十 非常災害のために必要な応急措置として行なう施設等の新設、改修又は増設</p> <p>（指定海域における行為で届出を要するもの）</p> <p>第六条 法第十二条第一項の政令で定める行為は、次に掲げる行為（同項の規定により、指定海域が指定され、又はその区域が拡張された際に着手していた行為を除く。）とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 土石の採取又は除去であつて、次に掲げる行為以外のもの</p> <p>イ（略）</p>
--

<p>、次に掲げる行為以外のものとする。</p> <p>一 開発計画又は管理計画に基づいて行なう施設等の新設、改修又は増設</p> <p>二 四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>五 海面の埋立て又は干拓の工事を行なつたために必要な施設等の新設、改修又は増設</p> <p>六（略）</p> <p>七 法第五条第一項又は第六条第一項の規定により、沿岸水産資源開発区域が指定され、又はその区域が拡張された際すでに着手していた施設等の新設、改修又は増設</p> <p>八 非常災害のために必要な応急措置として行なう施設等の新設、改修又は増設</p> <p>（指定海域における行為で届出を要するもの）</p> <p>第六条 法第十二条第一項の政令で定める行為は、次に掲げる行為（同項の規定により、指定海域が指定され、又はその区域が拡張された際すでに着手していた行為を除く。）とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 土石の採取又は除去であつて、次に掲げる行為以外のもの</p> <p>イ（略）</p>

<p>ロ 海洋再生可能エネルギー法第十三条第一項の許可を受けて行う同項第二号に掲げる行為</p> <p>ハ 海洋再生可能エネルギー法施行令第三条に規定する行為（土石の採取又は除去を伴うものに限る。）</p> <p>二 次号イからイまでに掲げる行為をするために必要な土石の採取又は除去</p> <p>三 施設等の新設、改修又は増設であつて、次に掲げる行為以外のもの</p> <p>イ 海洋再生可能エネルギー法第四十条に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備の設置、維持管理又は撤去（施設等の新設、改修又は増設を伴うものに限る。）</p> <p>ロ （略）</p> <p>ハ 第四条第二号から第七号まで又は第九号に掲げる行為</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ロ 次号イ又はロに掲げる行為をするために必要な土石の採取又は除去</p> <p>三 施設等の新設、改修又は増設であつて、次に掲げる行為以外のもの</p> <p>(新設)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 第四条第二号から第九号まで又は第八号に掲げる行為</p>
--	--